

小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業 (再資源化事業者提案型)公募要領

1. 趣旨

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下「小型家電リサイクル法」という。)が平成 25 年 4 月から施行されました。国は小型家電リサイクル法第 4 条に基づき、使用済小型家電(デジタルカメラ、携帯電話等)の再資源化を促進するための環境の整備を順次行っているところです。

小型家電リサイクル法では市町村が主体となって小型家電を回収し、それを国が認定した事業者(以下「認定事業者」という。)に引き渡すことが制度の根幹となっていることに鑑み、環境省では、認定事業者又はその委託先として再資源化事業を行おうとする事業者と市町村が連携して実施する使用済小型家電の回収事業を通じて、市町村における回収体制の構築に必要な事業を行います。

市町村の回収に係る諸課題を解決するとともに、市町村の回収品目の拡大や回収方法の効率化など回収量の拡大をはかることが必要であることから、諸課題について解決方法の検討を行う実証事業を実施し、効果的に全体回収量を増やし、再資源化量の目標を達成させることを目指します。

2. 概要

(1) 公募対象事業

事業の対象となる内容は、市町村との連携の下で実施する次の 1) から 4) です。

- 1) 当該市町村の効率的な回収体制の構築に係るもの
- 2) 当該市町村の住民への周知、広報活動
- 3) 回収された使用済小型家電の数量や組成等の把握
- 4) 当該市町村の引渡し場所から中間処理施設までの運搬方法の検討に係るもの(ただし、当該市町村が自ら収集運搬する場合にかかる費用は対象外)

事業者による消費者からの直接回収の内容については、公募対象外です。

(2) 公募対象者

本事業の公募対象者は、小型家電リサイクル法に基づき、認定事業者又はその委託先として市町村と連携して使用済小型家電の再資源化事業を行おうとする事業者とし、次の(イ)又は(ロ)のいずれかを満たし、かつ(a)から(c)の点を全て満たすことを要件とします。

- (イ) 小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項の認定を受けていること（申請中を含む）。
- (ロ) 平成 26 年 3 月 31 日までに小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項の認定を受けた又は申請された事業者の委託先となって、再資源化事業を行うこととしていること。
- (a) 事業を連携して行う市町村が、小型家電リサイクル制度へ参加すること及び環境省が実施する本事業を申請者と連携して行うことについて合意を得ていること。
- (b) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律等の内容を理解し、実施体制が整っていること（下記ホームページを参照）
- <http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>
- (c) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 5 項第 2 号イ、ロ又はへのいずれにも該当しないこと。

また、連携して事業をおこなうことが出来る市町村は以下の点を全て満たすことを要件とします。

- ・市町村主体の使用済小型家電の回収を事業期間終了後も継続すること。
- ・既に国の実証事業（平成 20 年度～平成 23 年度に実施したモデル事業を含む）に参加した市町村においては、主たる計画が新たな回収方式に取り組む内容であること。
- ・これまで国の実証事業やモデル事業には参加していないものの、市町村独自の事業として使用済小型家電の回収を行っていた市町村においては、既存の取り組み内容と比較し、今回連携して行う事業の目的と効果を明確に示すことが出来ること。

(3) 事業対象経費

(1) の対象事業に係る以下の経費が事業対象となり。具体的な対象経費については、5.(2)を参照してください。

市町村における効率的な回収体制の構築に係る費用

住民への周知、広報活動に係る費用

回収された使用済小型家電の数量や組成等の把握に係る費用

当該市町村の引渡し場所から中間処理施設までの運搬方法の検討に係るもの（ただし、当該市町村が自ら収集運搬する場合にかかる費用は対象外）

中間処理・最終処分に係る費用や、市町村が事業者の使用済小型家電を引き渡すまでに係る作業費及び施設整備のための費用、汎用性の高い物品等の購入費（パソコン、デジタルカメラ、物置、プロジェクター等）は対

象外です。

また、本事業は市町村における回収体制の構築に必要な事業を目的としているため、事業者による消費者からの直接回収に係る費用は対象外です。

(4) 事業対象期間

事業の対象期間は、原則として、対象事業採択後の契約締結日から平成 27 年 3 月 20 日までとします。ただし、事業の内容や進捗状況に応じて事業期間終了時期を前倒しすることが可能です。

3. 応募方法

(1) 応募方法

本事業への申請は、申請書（様式 1）、事業計画書（様式 2）及び予算書（様式 3）、連携する市町村の小型家電リサイクル制度への参加合意書（様式 4）を添えて、下記応募先に提出してください。

(2) 応募期間

平成 26 年 1 月 20 日（月）16：00 から
平成 26 年 3 月 31 日（月）17：00 まで

(3) 応募先及び問い合わせ先

環境省 廃棄物・リサイクル対策部企画課 リサイクル推進室 両瀬
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL：03-3581-3351（内線 6829）
MAIL：MASAKAZU_RYOSE@env.go.jp

応募書類一式の紙媒体 1 部を郵送し、電子媒体をメール送付してください。応募期間を過ぎると受理できませんのでご注意ください。

4. 選定

(1) 選定方法

外部有識者による選定委員会を設置し、本事業の評価基準に照らして審査したうえで、対象事業を選定します。なお、選定過程において、申請者に追加資料の作成等を依頼する場合があります。

(2) 評価基準

以下の観点により評価します。

(イ) 実効性

- ・市町村主体の使用済小型家電の回収体制の構築に有効な事業内容となっているか
- ・使用済小型家電の回収、運搬及び中間処理について、対象地域の実情や回収に係る諸課題を踏まえ、効果を上げるための工夫がなされているか。一定程度以上の回収が見込める提案となっているか。

(ロ) 計画の適正性

- ・使用済小型家電の再資源化の計画が、小型家電リサイクル法施行令・施行規則等を踏まえ、適切な内容及びスケジュールになっているか。
- ・個人情報保護について各種ガイドライン、認定申請の手引き等を踏まえ適切な対策がとられているか。
- ・海外等における不適正な処理につながるおそれがないか。
- ・経費（外注費含む）が事業計画書の内容と照らして適切に計上されているか。

(ハ) 継続性

- ・具体的な展望や長期的なプランが示され、本事業終了後においても継続可能な事業計画となっているか。
- ・連携先市町村において小型家電の回収が継続的に行われ、回収された小型家電が認定事業者へ引き渡される仕組みの定着が見込まれているか。

(ニ) 市町村及び関係者との連携

- ・使用済小型家電の回収、運搬、中間処理及び有用金属の回収・有害物質の安定化等について、市町村及び関係者間での役割分担が明確かつ必要な連携体制が準備されているか。

(ホ) 広域性・地域性

- ・規模の経済を活かし、複数の市町村と連携するなど、広域的な回収を推進する体制となっているか。
- ・地域に根ざした事業者の活用等を通じて地域の活性化や雇用の確保などにつながる工夫がなされているか。

(ヘ) 事業の実施体制

- ・事業を行うにあたって、実施体制が整っているか。
- ・小型家電リサイクル法の認定基準に基づき、廃棄物処理に関する十分な知識、技術力、経営基盤を有しているか

(ト) 追加的な提案 (任意)

- ・その他、本事業の施策を高める提案があるか

(3) 選定結果

選定結果は、申請者へ文書により連絡する予定です。

(4) その他

- ・本事業は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室及び各地方環境事務所廃棄物・リサイクル関係部局において実施します。
- ・予算に限りがありますので、提案された内容を全て実施できない場合があります。
- ・今回提案する事業がすでに他の補助金等の支援を受けている場合は、内容重複部分の費用計上は出来ません。
- ・選定された場合は、事業終了時に成果報告書を提出してください。

5. 注意事項

(1) 契約の形態、金額等

公募頂いた計画については、選定委員会による審査を実施します。審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて事業規模の縮小と判断される場合もあります。その後、選定された場合には、具体的な仕様等を精査し、環境省が仕様書を作成します。作成された仕様書を基に見積書を提出頂き、予定価格の範囲内であれば、その金額をもって契約金額となります。契約形態は請負契約となります。契約金額については、事業終了後の支払いとなります。

また、契約期間内に報告書を提出してください。本事業によって得られた成果は環境省が公表する場合があります。報告書には、少なくとも、事業概要、対象地域の基本情報、事業実施状況、回収方法、広報の方法、対象地域の市町村等ごとに回収された使用済小型電子機器等を品目別の数量又は重量の集計方法及び集計結果、傾向・課題・改善方法等の考察を写真付きでまとめること。

(2) 事業対象経費

応募に当たっては、下記の費目表に基づいた支出計画を提出して下さい。な

お、本事業の対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって以下の費目表に該当するものです。費目表に該当しない経費は対象となりません。

見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象となりますので、御留意下さい。

なお、費目については様式3（予算書）のとおり分類して下さい。

1事業あたりの申請額は、2.(2)(イ)に該当する事業者であれば5,000万円（税抜き）まで、2.(2)(ロ)に該当する事業者であれば2,500万円（税抜き）までとします。

(3)本事業によって発生する廃棄物の取り扱いについて

本事業は小型家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムの構築及び更なる改良のための試験研究を想定しています。本事業によって発生する廃棄物の取り扱いについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の2の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないようにしてください。処理施設については、廃棄物処理法第8条の2第1項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであることを確認してください。

なお、本事業計画の範囲内において、当該事業が試験研究に該当するかどうかについては市町村長により判断されます。その場合、必要に応じて一般廃棄物を試験研究として使用することについての計画書を作成し、市町村に提出をしてください。

(4)事業を連携して行う市町村との合意を得た場合は、事業実施までに、回収した使用済小型家電の引き渡しに係る諸条件について予め確定しておいてください。

(5)契約時期は応募状況にもよりますが、5月頃を想定しております。

(6)市町村提案型と連携市町村先としての再資源化事業者提案型の重複応募は出来ません。

(7)本公募に基づく契約については、予算の成立を前提とします。契約締結日までに予算が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とします。

費目	内容
人件費	<p>本事業実施のために必要な人件費に限る。例えば、ボックスの設置費用や使用済小型家電の数量計測費、請負業者自らが行う中間処理施設までの運搬費等がこれにあたる。</p> <p>市町村が事業者を引き渡すまでに係る費用は計上出来ない</p>
旅費	<p>本事業にかかる現地調査や連絡会議開催等のために関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずること。</p>
物品費	<p>本事業の実施に直接必要な備品、消耗品等の購入に直接要する経費。回収ボックスの費用やピックアップ回収の選別用コンテナ等は当該経費に当たる。物品については具体的な仕様を別紙に示すこと（様式自由）。</p>
印刷製本費	<p>本事業の成果報告書、会合資料、広報資料等の印刷、製本に要する経費。</p>
通信運搬費	<p>本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。</p>
借料及び損料	<p>会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使用料等。</p>
会議費	<p>事業調整に必要な会合等を行う際の飲食料等の経費。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上すること。</p>
広報費	<p>住民に対する広報（広告、ごみカレンダーの印刷費）パネル、のぼり等の作成費用。</p>
試料分析費	<p>例えば、廃棄物の組成・性状等を調査するための経費。外部分析機関等への委託料はこれにあたる。</p> <p>一般管理費相当額はここに計上出来ない</p>
パイロット試験材料費	<p>パイロット試験を実施するために必要な材料の購入に直接要する経費。</p>
外注費	<p>本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの（委託業者が行う中間処理施設までの運搬費等）。連携する事業実</p>

	施者のうち、環境省との契約相手方となる者以外の事業実施者へ事業の一部を委託して行うための費用や、システム開発を外部に委託する費用等はこれにあたる。なお、現行のシステム改良を行う場合には、当該改良部分についてのみ対象とする。
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の 15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用。

事業者による消費者からの直接回収に係る費用は計上出来ない
また、計画書に計上した費目については、選定後、環境省担当者との協議の上決定する

(別添1)

小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業
(再資源化事業者提案型)に関する評価基準表

評価項目	要求要件	得点配分
1 実効性	・対象市町村が主体となった使用済小型家電の回収システムの構築に効果的な提案となっているか	(基礎点) 10
	・使用済小型家電の回収、運搬及び中間処理について、一定程度以上の回収が見込める提案となっているか	(基礎点) 10
	・対象地域の実情や回収に係る諸課題を踏まえた上で効果を上げるための工夫及び検討がなされているか	(加算点) 10
2 計画の適正性	・使用済小型家電の再資源化の計画が、小型家電リサイクル法施行令・施行規則等を踏まえ、適切な内容及びスケジュールになっているか。	(基礎点) 10
	・経費(外注費含む)が事業計画書の内容と照らして適切に計上されているか	(基礎点) 10
	・個人情報保護について各種ガイドライン、認定申請の手引き等を踏まえて適切な対策がとられているか	(加算点) 5
	・海外等における不適正な処理につながるおそれがないか	(加算点) 5

<p>3 継続性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な展望や長期的なプランが示され、本事業終了後も継続可能な事業計画となっているか ・連携先市町村において小型家電の回収が継続的に行われ、認定事業者等に引き渡される仕組みの定着が見込まれているか 	<p>(基礎点) 10</p> <p>(基礎点) 10</p>
<p>4 市町村及び関係者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型家電の回収、運搬、中間処理及び有用資源の回収・有害物質の安定化等について、市町村及び関係者間での役割分担が明確かつ必要な連携体制が準備されているか 	<p>(基礎点) 20</p>
<p>5 広域性・地域性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の市町村と連携するなど、広域的な回収を推進する体制となっているか <p>【公募要領 2 . (2) (イ) に該当する事業者の場合】</p> <p>10 以上であれば優 6 以上であれば良 2 以上であれば可 1 以下であれば不可</p> <p>【公募要領 2 . (2) (ロ) に該当する事業者の場合】</p> <p>5 以上であれば優 3 以上であれば良 1 以上であれば可 0 であれば不可</p> <p>2 . (2) (イ) 及び (ロ) いずれにも該当する者は、再資源化事業計画に記載した認定区域内の市町村が連携相手に含まれている場合は、2 . (2) (イ) に該当することとする。 連携先市町村の中に公募対象となっていない市町村が含まれている場合は「不可」とする。</p>	<p>(基礎点) 20</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした事業者の活用等を通じて地域の活性化や雇用の確保などにつながる工夫がなされているか 	(加算点) 10
6 事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うにあたって、実施体制が整っているか ・小型家電リサイクル法の認定基準に基づき、廃棄物処理に関する十分な知識、技術力、経営基盤を有しているか 	(基礎点) 20
7 追加的な提案	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、本事業の施策を高める提案があるか 	(加算点) 10
小 計		160

採点基準

(基礎点)

優：20点 良：12点 可：4点 不可：採択せず（満点が20点の場合）

優：10点 良：6点 可：2点 不可：採択せず（満点が10点の場合）

(加算点)

該当：10点 該当せず：0点（満点が10点の場合）

該当：5点 該当せず：0点（満点が5点の場合）